

「杉並区立男女平等推進センター相談業務公募型プロポーザル」実施内容一部変更のお知らせ

令和6年9月6日

「杉並区立男女平等推進センター相談業務に係る公募型プロポーザル実施要領」と
「別紙1-1 杉並区立男女平等推進センター相談業務内容説明書」の変更内容は以下のとおりです。

杉並区立男女平等推進センター相談業務に係る公募型プロポーザル実施要領

			旧	新
P2	4 実施手順	企画提案書等提出期間	令和6年8月8日(木)から令和6年9月20日(金)午後5時まで(必着)	令和6年8月8日(木)から令和6年10月1日(火)午後5時まで(必着)
		第一次審査(書類審査)	令和6年10月23日(水)予定	令和6年10月30日(水)予定
P3	6 企画提案書等の提出	(5) 提出期限	令和6年9月20日(金)午後5時必着	令和6年10月1日(火)午後5時必着

別紙1-1 杉並区立男女平等推進センター相談業務内容説明書

			旧	新
P1	4 実施日時	(1) 電話相談	①一般相談・DV相談：月、火、木、金曜日の午前9時から午後5時まで 水曜日は正午から午後8時まで	①一般相談・DV相談：月、火、木、金曜日の午前9時から午後5時まで 水曜日は午前9時から午後8時まで
		(2) 面接相談	①一般相談・DV相談：火曜日及び金曜日の午前9時から午後5時まで 水曜日は正午から午後8時まで(予約制)	①一般相談・DV相談：火曜日及び金曜日の午前9時から午後5時まで 【削除】
	5 相談体制	(1)	相談員の配置については、月・水・木曜日は2人以上、火・金曜日は3人以上配置する。 なお、性的マイノリティ専門相談を実施する水曜日については、3人以上配置し、かつ午後4時以降は性的マイノリティ専門相談に対応できる男性相談員を1人以上配置する。配置時間については、別途、区と協議の上、配置表を作成すること。	相談員の配置については、月・水・木曜日は2人以上、火・金曜日は3人以上配置する。 なお、性的マイノリティ専門相談を実施する水曜日については、午後4時以降3人以上配置し、かつ性的マイノリティ専門相談に対応できる相談員を1人以上配置する。配置時間については、別途、区と協議の上、配置表を作成すること。